

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市二の丸2番

熊本県立美術館協議会事務局（熊本県立美術館総務課）

（電話 096-352-2111）

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議公告第29号

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議を次のとおり開催する。

平成15年2月24日

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議

会長 竹 中 潮

1 開催日時

平成15年2月24日（月）

午後3時30分から午後5時まで

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

県庁新館2階 多目的AV会議室

3 議題（予定）

- (1) 身体拘束廃止に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果の報告

- (2) 身体拘束ゼロに向けた家族支援講習会の概要報告

- (3) 身体拘束廃止に向けた推進方策の検討

- (4) その他

4 傍聴者の定員

20名

5 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴の受付は、午後3時から午後3時30分まで会議の会場において行い、推進会議の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議事務局（熊本県健康福祉部高齢保健福祉課介護保険室・事業推進班）

（電話 096-383-1111 内線 7096）

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年2月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第1号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「あんまマッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、「歯科衛生士」の次に「臨床検査技師」を加える。

第5条中「保健所及び教護施設等」を「及び保健所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年2月24日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1（その5）医療職給料表（2）級別標準職務表第1号中「診療エックス線技師」の次に「臨床検査技師」を加える。

別表第2（その5）医療職給料表（2）初任給基準表中